

付 録

大分県知的財産活性化指針策定の経過

平成17年	3月	8日	知的財産アンケート調査（発送）
	7月	7日	庁内調整会議
	7月	19日	第1回策定委員会 （委員長選出、特別講演、策定概要の説明、骨子の検討など）
10月	18日		素案（第1稿）の確認・修正 （庁内調整会議経由で庁内ワーキンググループへ依頼）
11月	17日		素案（第2稿）の確認・修正 （庁内調整会議経由で庁内ワーキンググループへ依頼）
12月	2日		第2回策定委員会 （特別講演、素案（第2稿）内容の検討など）
平成18年	1月	5日	素案（第3稿）の確認・修正 （庁内調整会議経由で庁内ワーキンググループへ依頼）
	2月	6日	素案（最終稿）の確認・修正 （庁内調整会議経由で庁内ワーキンググループへ依頼）
	2月	10日	第3回策定委員会 （素案（最終稿）内容の確認と承認など）

大分県知的財産活性化指針策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 本県における知的財産の創造、保護及び活用を推進し、産業競争力の強化及び地域の活性化を図るため、「大分県知的財産活性化指針（以下「指針」という。）」を策定することとし、指針の策定を検討するため、「大分県知的財産活性化指針策定委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、前条の趣旨に則り、次の事項について検討する。

- (1) 指針の策定に関すること。
- (2) その他指針の策定に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会の委員は、別表に掲げる知事から委嘱を受けた外部有識者をもって構成する。

- 2 委員の任期は、平成18年3月31日までとする。
- 3 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選によって定める。
- 4 委員会に副委員長を置き、副委員長は委員長の指名によって定める。

(運営)

第4条 委員会は委員長が招集し、主宰する。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 3 委員長に事故のある時は、副委員長がその職務を代理する。
- 4 委員長が必要と認める場合は、委員会に委員以外の者（代理、オブザーバー等）を出席させることができる。
- 5 委員会の議決は、出席者の過半数によるものとする。
- 6 委員会の審議は公開とし、かつ議事概要等は公表する。ただし、知的財産保護の観点から発明者等に不利益になると認められる事項については、委員長の判断により審議を非公開とし、かつ議事概要等を公表しないことができる。

(守秘義務)

第5条 委員は、前条第6項ただし書の規定により非公開又は非公表とされた事項に関し、職務上知り得た秘密を他に漏洩してはならない。

2 委員は、任期終了後も当該事項が発明者等により公開又は公表されるまでの間は、前項に準じなければならない。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、大分県商工労働部産業技術開発室に置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮り、その都度定める。

附則

この要綱は、平成17年 6月30日から施行する。

この要綱は、平成17年10月 1日から施行する。

(別表)

大分県知的財産活性化指針策定委員会委員名簿

○委員(18名)

所 属	職	氏 名
大分大学	知的財産本部長(～H17.9.30) 学長(H17.10.1～)	羽野 忠
立命館アジア太平洋大学	教学部長	山神 進
九州経済産業局 地域経済部 技術企画課 特許室	室長	武田 一彦
日本弁理士会 九州支部	副支部長	内野 美洋
日本政策投資銀行 大分事務所	所長	山口 泰久
日本貿易振興機構 大分貿易情報センター	所長	石原 圭昭
有限会社大分TLO	技術移転スペシャリスト(～H17.9.30) 事業開発部長(H17.10.1～)	辛島 彰 二宮 章
大分県商工会連合会	理事	利光 直人
大分商工会議所	工業部会長	幾留 勲
大分県工業団体連合会	幹事	古手川保正
大分県農業協同組合中央会	営農農政部長	紀 好文
大分県漁業協同組合	経済事業部長	三宅 哲朗
別府ONSEN資源研究開発国際協同組合	理事長	甲斐 賢一
株式会社エコアップ	専務取締役	中村 仁計
株式会社コイシ	代表取締役	小原 文男
中央発条工業株式会社	専務取締役	竹内 康晃
日本フィルム株式会社	代表取締役	田北 一彦
合名会社まるはら	代表社員	原 次郎左衛門

○事務局(7名)

所 属	職	氏 名
大分県 商工労働部	部長	角野 然生
同	審議監	河野 功
大分県 商工労働部 産業技術開発室	室長	糸永 隆一
同	室長補佐(総括)	河野 成典
同	主幹	渡辺 泰浩
同	副主幹	佐藤 郁
同	主査	高橋 芳朗

大分県知的財産活性化指針庁内調整会議 及び庁内ワーキンググループ設置要綱

（目的）

第1条 「大分県知的財産活性化指針（以下「指針」という。）」の策定にあたり、県庁内の連携及び調整、指針の素案作成、指針の推進等を行うため、「大分県知的財産活性化指針庁内調整会議（以下「庁内会議」という。）」及び「大分県知的財産活性化指針庁内ワーキンググループ（以下「庁内WG」という。）」を設置する。

（検討事項）

第2条 庁内会議及び庁内WGは、前条の趣旨に則り、次の事項について検討する。

- （1）県庁内の連携及び調整に関すること。
- （2）指針の素案作成に関すること。
- （3）指針の推進に関すること。
- （4）その他指針の素案作成や指針の推進に必要な事項に関すること。

（構成）

第3条 庁内会議及び庁内WGは、別表に掲げる者（以下「メンバー」という。）をもって構成する。

2 庁内会議及び庁内WGに議長を置き、議長は商工労働部産業技術開発室長とする。

（運営）

第4条 庁内会議及び庁内WGは議長が招集し、主宰する。

2 議長が必要と認める場合は、庁内会議及び庁内WGにメンバー以外の関係課職員を出席させることができる。

3 庁内会議及び庁内WGの議決は、出席者の過半数によるものとする。

（事務局）

第5条 庁内会議及び庁内WGの事務局は、商工労働部産業技術開発室に置く。

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、庁内会議及び庁内WGの運営等に関して必要な事項は、議長が庁内会議及び庁内WGに諮り、その都度定める。

附則

この要綱は、平成17年 6月30日から施行する。

(別表)

大分県知的財産活性化指針庁内調整会議 及び庁内ワーキンググループ名簿

○メンバー（庁内調整会議20名、庁内ワーキンググループ26名）

庁内調整会議	庁内ワーキンググループ
総務部 人事課長	総務部 人事課（職務発明担当）
企画振興部 観光・地域振興局長	企画振興部 観光・地域振興局（観光交流担当、地域振興担当）
生活環境部 生活環境企画課長	生活環境部 生活環境企画課（衛生環境研究センター担当）
生活環境部 青少年・学事課長	生活環境部 青少年・学事課（県立大学担当）
商工労働部 商工労働企画課長	商工労働部 商工労働企画課（「おおいた産業活力創造戦略」推進担当）
商工労働部 経営金融支援室長	商工労働部 経営金融支援室（金融融資担当）
商工労働部 工業振興課長	商工労働部 工業振興課（新事業支援担当）
商工労働部 産業技術開発室長（※議長）	商工労働部 産業技術開発室（事務局）
商工労働部 産業科学技術センター長 （※知的所有権センター長兼務）	商工労働部 産業科学技術センター （知的所有権センター担当、特許戦略委員会担当）
商工労働部 商業・サービス業振興課長	商工労働部 商業・サービス業振興課（伝統工芸品等地域ブランド担当）
商工労働部 労政能力開発課長	商工労働部 労政能力開発課（工科短期大学校等担当）
農林水産部 農林水産企画課長	農林水産部 農林水産企画課（「大分県農林水産業振興計画」推進担当）
農林水産部 研究普及課長	農林水産部 研究普及課（農林水産研究センター担当）
農林水産部 安全流通室長	農林水産部 安全流通室（農業関係地域ブランド担当）
農林水産部 畜産振興課長	農林水産部 畜産振興課（畜産関係地域ブランド担当）
農林水産部 林産振興室長	農林水産部 林産振興室（林業関係地域ブランド担当）
農林水産部 漁業管理課長	農林水産部 漁業管理課（水産業関係地域ブランド担当）
教育庁 義務教育課長	教育庁 義務教育課（知的財産の義務教育担当）
教育庁 高校教育課長	教育庁 高校教育課（知的財産の高校教育担当）
出納事務局 県有財産利活用推進室長	出納事務局 県有財産利活用推進室（県有知的財産の管理担当）

大分県知的財産活性化指針

－「おおいた」の未来を拓く知的財産の創造・保護・活用の推進に向けて－

平成18年 2月発行

大分県 商工労働部 産業技術開発室

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
電話 097-536-1111（代表）